熊本の道路

熊本河川国道事務所では、国道3号、57号、208号のほか、E77九州中央自動車道の約290kmを4つの維持出張所で分担して管理しています。

また、改築事業として地図のとおりの箇所で事業を推進中です。

■管理延長

（単位：km）

路線名＼維持出張所	山鹿	熊本	八代	阿蘇国道	路線別計	通過市町村名
3号	45.3	20.9	84.3		150.5	山鹿市・熊本市・合志市・宇土市・宇城市・氷川町・八代市・芦北町・津奈木町・水俣市
57号		43.9		51.8	95.7	産山村・阿蘇市・南阿蘇村・大津町・菊陽町・熊本市・宇土市・宇城市
208号	32.7				32.7	熊本市・玉東町・玉名市・荒尾市
E77九州中央道		11.4			11.4	益城町・御船町・山都町
各出張所計	78.0	76.2	84.3	51.8	290.3	

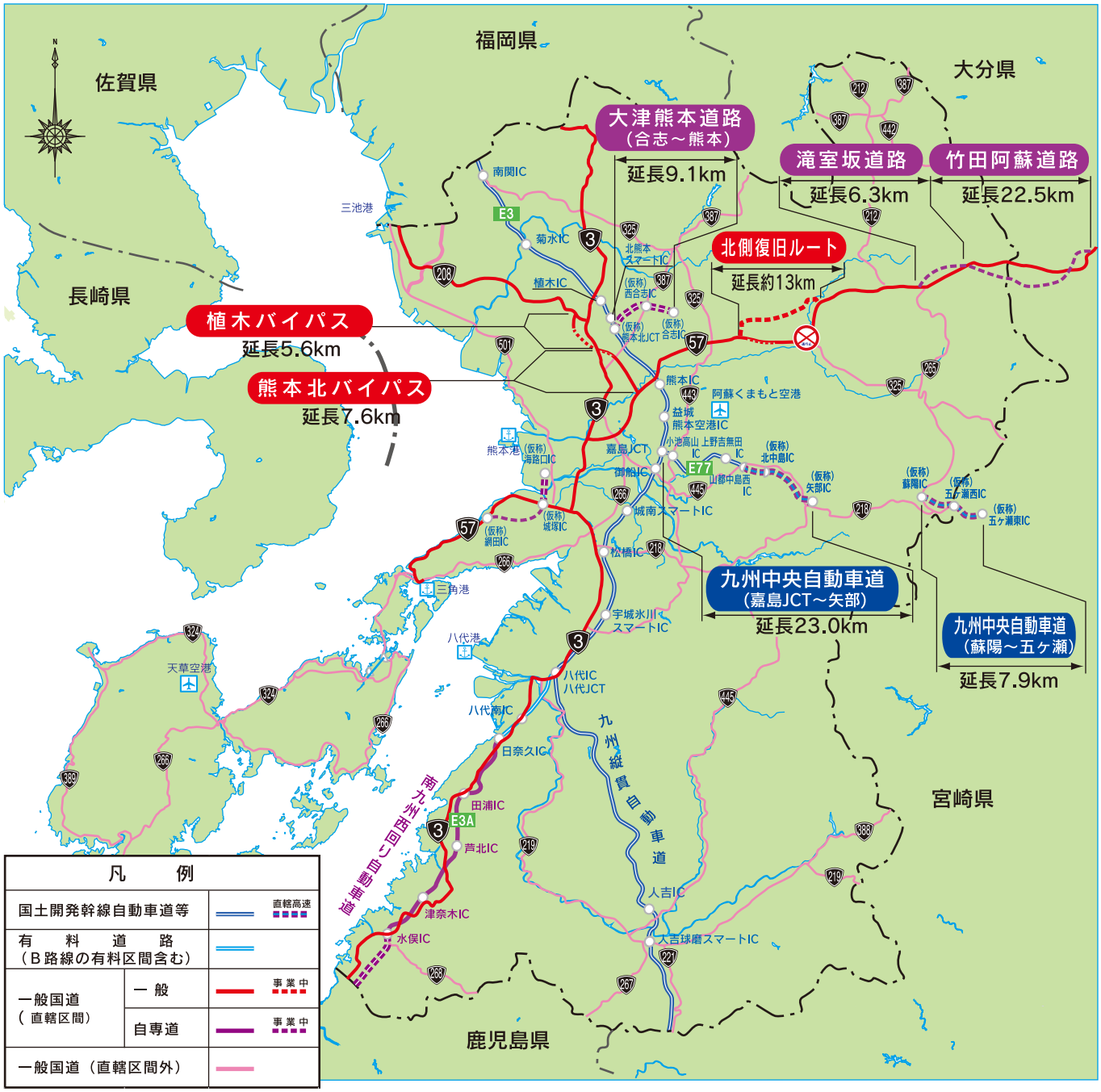

熊本都市圏の渋滞対策

熊本都市圏では、朝夕の通勤・通学時間帯に慢性的な渋滞が発生しており、住民生活に大きな影響が生じています。そのため、環状道路や放射道路といった都市の骨格道路を整備し、交通の円滑化や安全性の向上を図ります。

【※2環状線11放射道路網】熊本都市圏都市交通マスタープランの中で、都市の骨格を形成する道路網として提案されています。

①国道3号

②国道57号熊本東バイパス

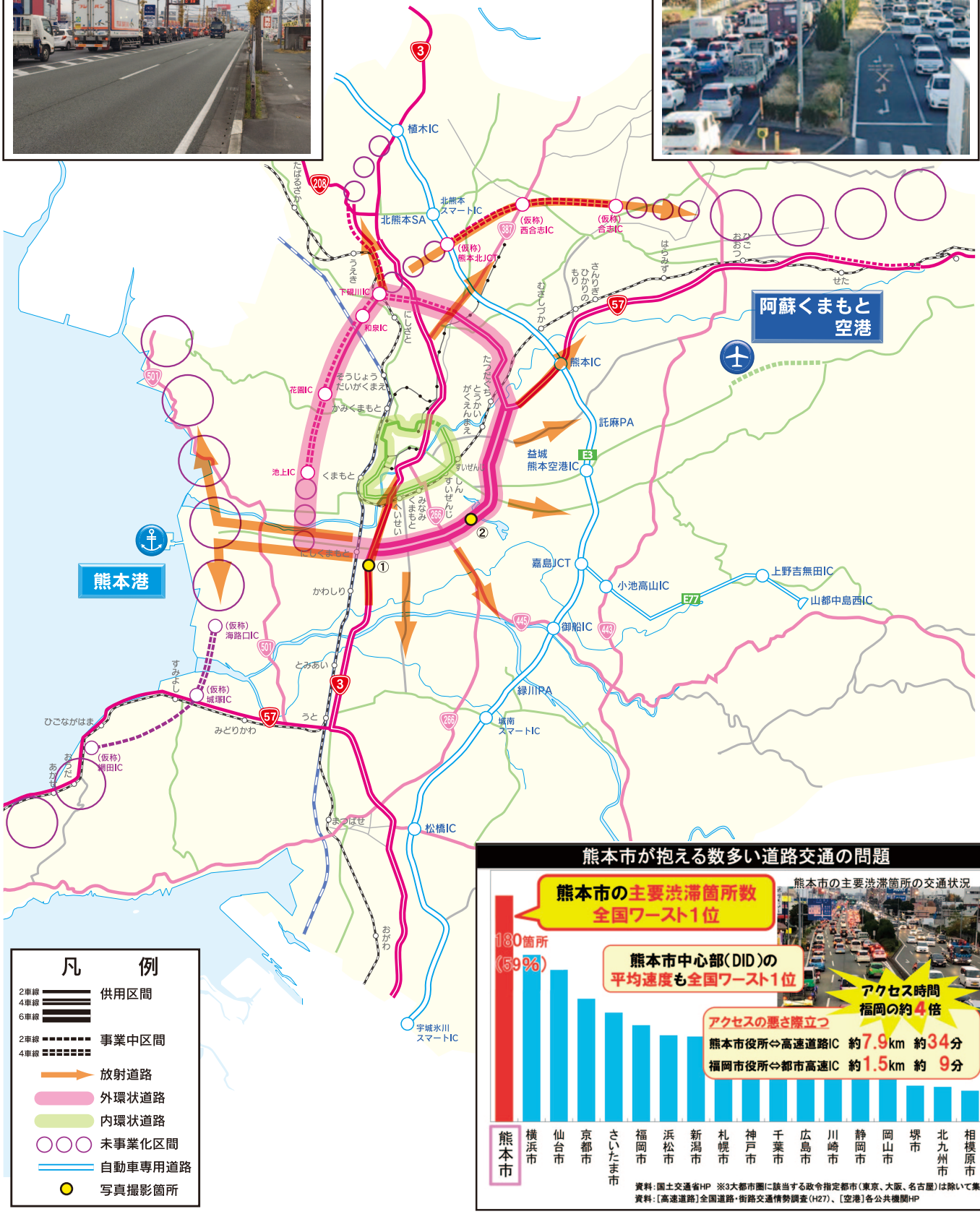

凡例

- 供用区間（2車線・4車線・6車線）
- 事業中区間（2車線・4車線）
- 放射道路
- 外環状道路
- 内環状道路
- 未事業化区間
- 自動車専用道路
- 写真撮影箇所

熊本市が抱える数多い道路交通の問題

熊本都市圏の新たな道路ネットワーク

熊本都市圏の交通課題を解消するために、国・県・市・経済界・学界が一体となり道路ネットワークの将来像(３本柱)を定め、今後、新たな道路ネットワークの調査・計画を進めていきます。

道路ネットワークの将来像(3本柱)

循環性があり、災害に強い道路ネットワーク形成
⇩
新たな“ひろがり”
～熊本市を中心とした連携軸を築く～

定時性・速達性を備えた道路ネットワーク形成
⇩
新たな“つながり”
～熊本の玄関口と連結を強化～

多様な交通モードの機能を強化する道路ネットワークの形
⇩
新たな“動きやすさ”
～“安全・安心で快適な移動”を支援～

熊本都市圏の新たな道路ネットワークのイメージ

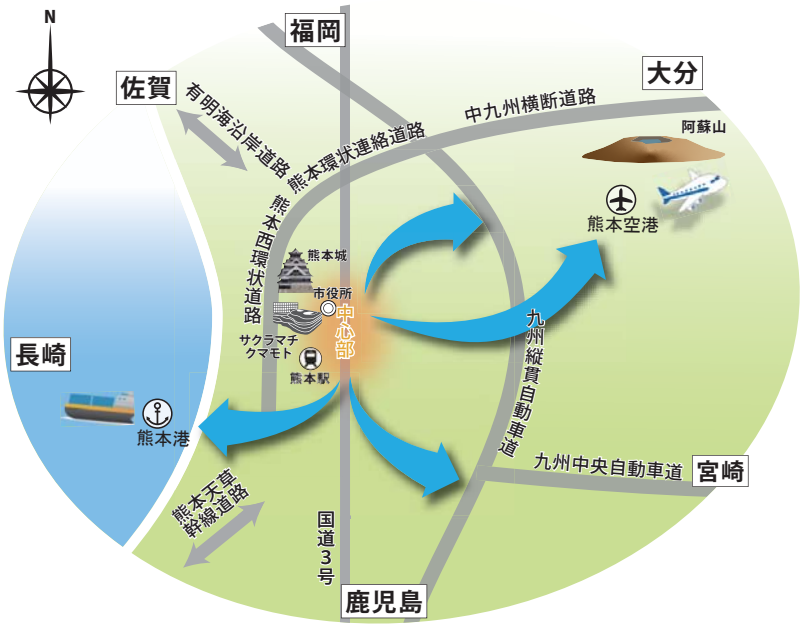

出典：熊本都市道路ネットワーク検討会

事業中の改築箇所

E77 九州中央自動車道（嘉島JCT～矢部）

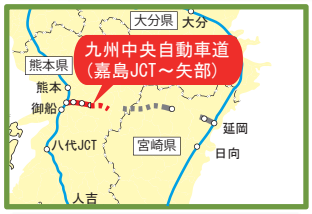

九州地方中央部を横断する高速道路ネットワークの一部を形成し、熊本県と宮崎県の連携強化や災害に強い広域的なネットワークの構築を目的とした事業です。

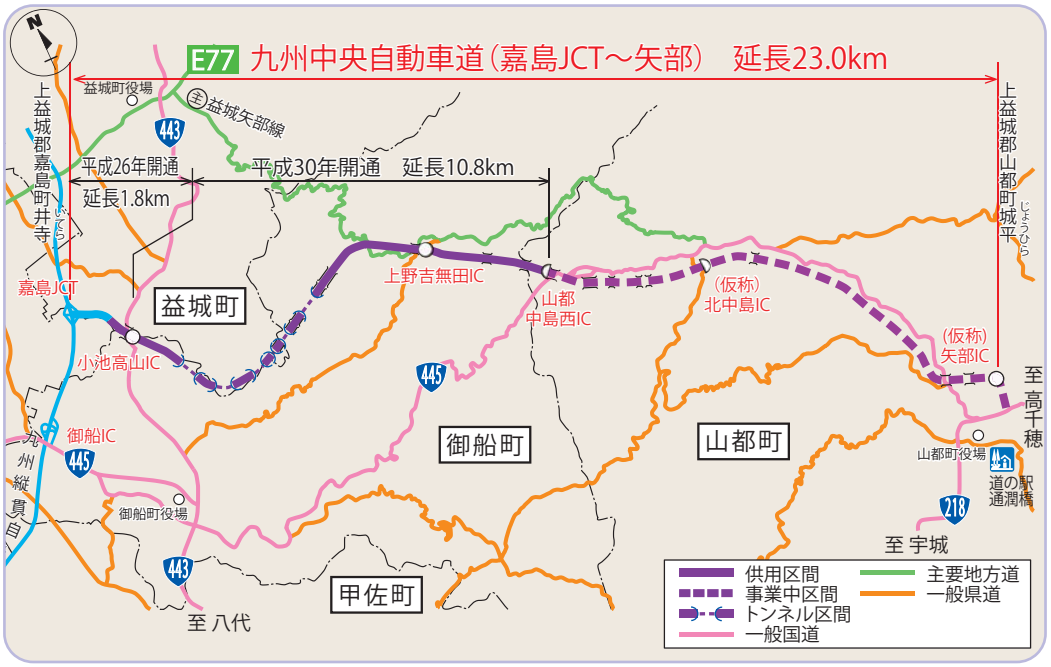

計画諸元

事業化年度	平成 10 年度（施行命令）
計画延長	23km
構造規格	第 1 種第 3 級（自動車専用道路）
設計速度	80km/h
車線数	2 車線

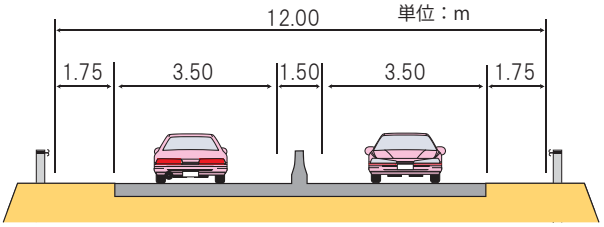

E77 九州中央自動車道（蘇陽～五ヶ瀬）

九州地方中央部を横断する高速道路ネットワークの一部を形成し、熊本県と宮崎県の連携強化や災害に強い広域的なネットワークの構築を目的とした事業です。

計画諸元

事業化年度	令和２年度
計画延長	7.9km
構造規格	第１種第３級（自動車専用道路）
設計速度	80km/h
車線数	２車線

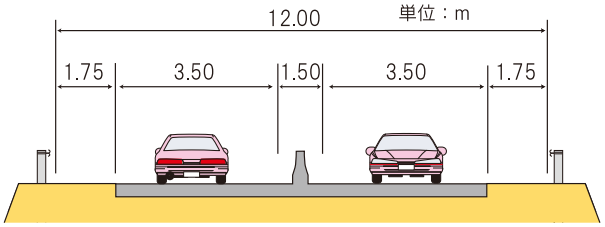

route 57 中九州横断道路　竹田阿蘇道路

地域高規格道路中九州横断道路の一部を構成し、沿線地域の産業発展や地域活性化に寄与するとともに、災害に強いネットワークの構築を目的とする道路です。

計画諸元

事業化年度	平成 31 年度
計画延長	22.5km
構造規格	第１種第３級（自動車専用道路）
設計速度	80km/h
車線数	２車線

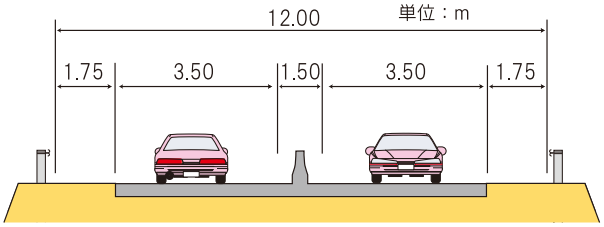

route 57 中九州横断道路　滝室坂道路

地域高規格道路「中九州横断道路」の一部を形成し、災害発生時の代替路確保、走行性の向上等を目的とした事業です。

計画諸元

事業化年度	平成 25 年度
計画延長	6.3km
構造規格	第 1 種第 3 級（自動車専用道路）
設計速度	80km/h
車線数	2 車線

トンネル区間

単位：m

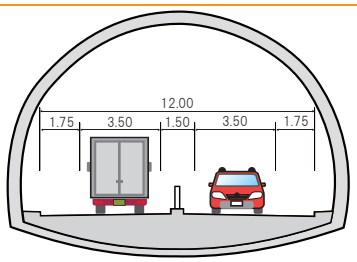

route 57 中九州横断道路　大津熊本道路（合志～熊本）

地域高規格道路中九州横断道路の一部を構成し、沿線地域の産業発展や活性化に寄与するとともに、災害に強いネットワークの構築を目的とする道路です。

計画諸元

事業化年度	令和 2 年度
計画延長	9.1km
構造規格	第1種第3級 (自動車専用道路)
設計速度	80km/h
車線数	4 車線

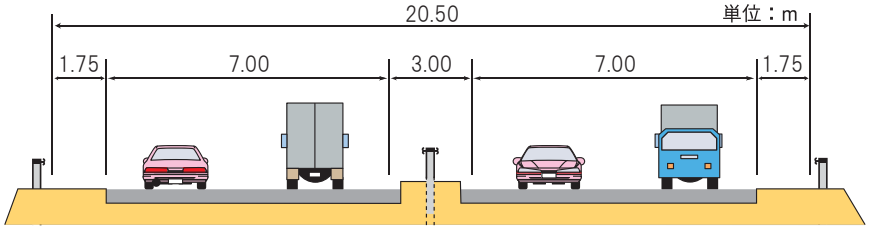

route 3 植木バイパス

熊本都市圏の放射道路網の一部となり、熊本市の交通混雑の緩和及び交通安全性の向上等を目的とした事業です。

計画諸元

事業化年度	平成 11 年度
計画延長	5.6km
構造規格	第 3 種第 1 級
設計速度	80km/h
車線数	4 車線

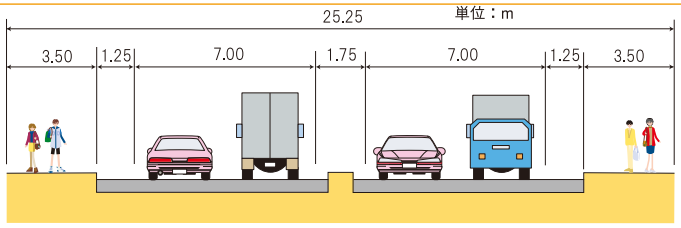

route 3 熊本北バイパス

熊本都市圏内の環状道路網の一部となり、熊本市及び沿線地域の交通混雑の緩和や交流・連携機能の確保等を目的とした事業です。

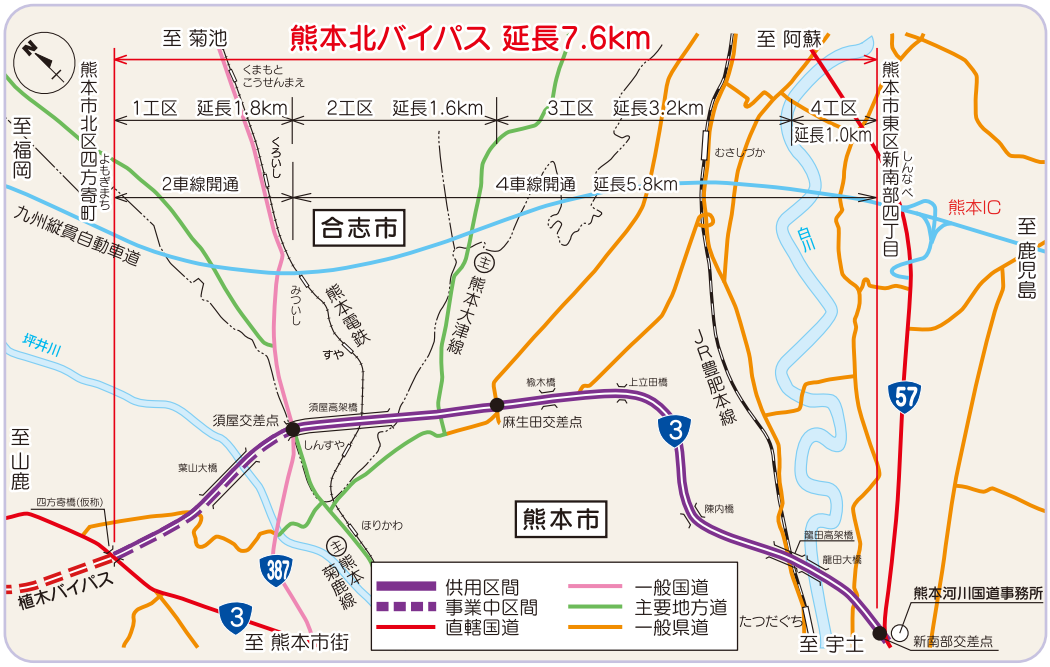

計画諸元

事業化年度	昭和 48 年度
計画延長	7.6km
構造規格	第 3 種第 1 級
設計速度	80km/h
車線数	4 車線

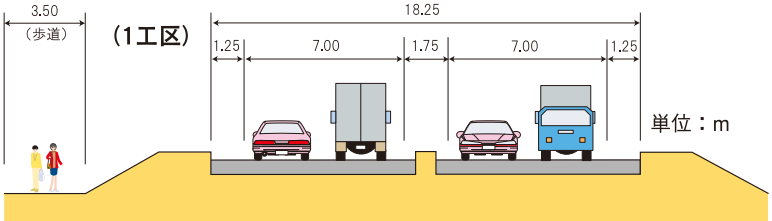

安心・安全の確保

① 老朽化対策

○熊本県内の道路インフラは高度経済成長期から集中的に整備されており、今後急速に老朽化していくことが予測され、老朽化した道路インフラの補修や更新を確実に実施していくことが重要な課題となっています。

○道路インフラの維持管理、補修、更新等を効果的・効率的に行うため、熊本県内の道路管理者からなる「熊本県道路メンテナンス会議」を設置し、道路インフラの予防保全、老朽化対策の強化を図っています。

熊本県内の橋梁の現状・課題

○熊本県内の約２万橋の橋梁（2m以上）のうち、６割以上となる約1.3万橋を市町村が管理しています。建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は19%ですが、20年後には71%に増加することが予測されています。

○市町村は、管理する施設数が多いにもかかわらず三つの課題（人不足・技術力不足・予算不足）により、点検が進まない、点検結果の妥当性が確認できない、適切な修繕等が実施できない等の課題があります。

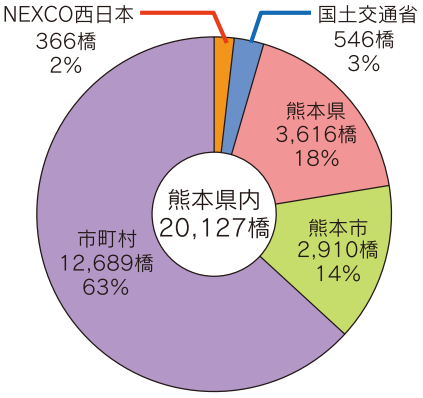

▲熊本県内の道路管理者別の橋梁数（平成 30 年 3 月 時点）

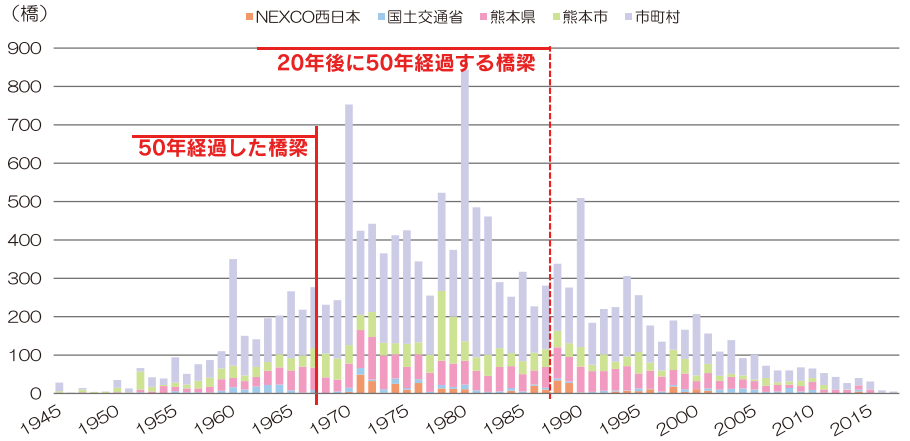

▲熊本県内の建設年度別の橋梁数（平成 30 年 3 月 時点）

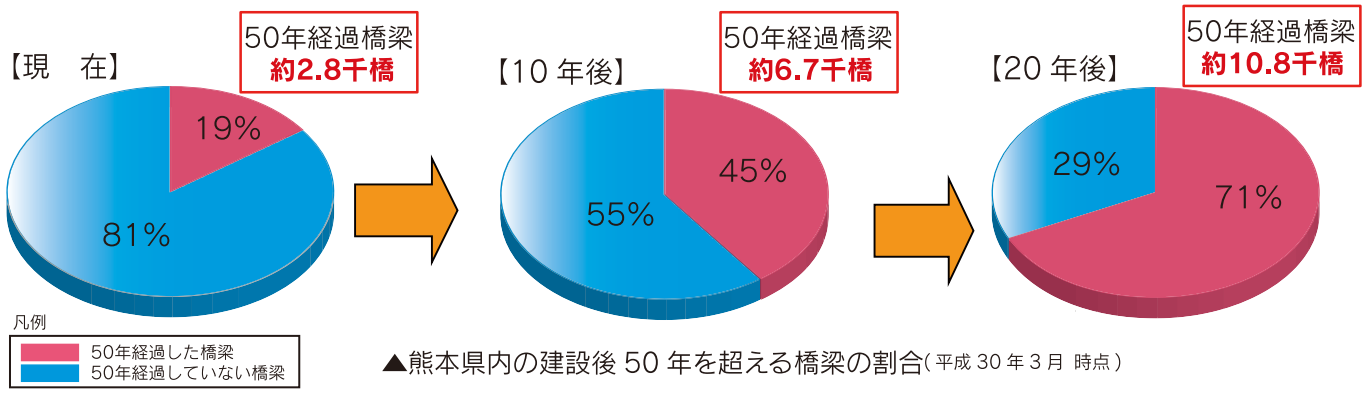

▲熊本県内の建設後 50 年を超える橋梁の割合（平成 30 年 3 月 時点）

老朽化対策が必要な構造物の例

疲労による
コンクリート床版のひび割れ

凍結防止剤を含む漏水による
支承の劣化（塩害）

鋼材の腐食に伴う強度の低下

老朽化対策の具体的な取組

メンテナンスサイクルを確定（道路管理者の義務の明確化）

○道路インフラの老朽化対策の本格実施に向け、道路管理者の義務である点検・診断・措置・記録の取組を明確化し、各道路管理者の責任でメンテナンスサイクルを実施して行きます。

○橋梁やトンネル等の構造物について、近接目視により５年に１回の頻度で点検することを省令に位置付けるとともに、構造物を統一的な尺度で判定できるよう健全度の判定区分を告示し、これらに基づく定期点検要領を全道路管理者に通知しました。

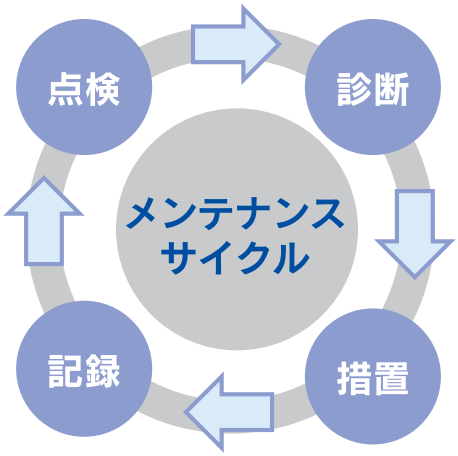

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

（平成26年3月31日公布、7月1日施行）

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

○メンテナンスサイクルを持続的に回すため、熊本県内の道路管理者からなる「熊本県道路メンテナンス会議（平成26年5月設置）」を設置しています。

○メンテナンス会議では、県内の道路インフラの課題を継続的に把握・共有するとともに、効果的・効率的に老朽化対策を推進するため、県内の全道路施設の点検計画を策定し、計画的に取り組んでいます。

○構造物の技術的な知見を有する専門家を招いた現地視察会や点検現場研修会の開催など、地方公共団体職員の技術力の向上に向けた支援を実施しています。

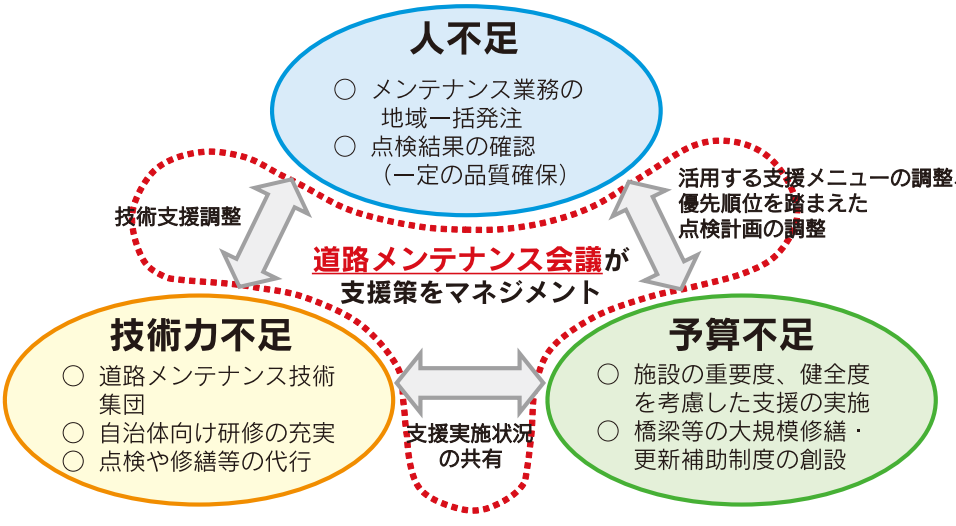

▲メンテナンスサイクルを回す仕組み

道路メンテナンス会議の開催

地公体が管理する橋梁の現地視察会

点検現場研修会の開催

② 維持管理

○道路を常時良好な状態に保つために道路の巡回や補修、除草等の日常的な道路管理のほか、災害発生に備えた通行規制の実施等、緊急的な対応を実施しています。

○自動車専用道路では、高速性、安全性、定時性、広域的な道路交通等の確保のため、一般国道に比較して高度な維持管理を行っています。

日常的な維持管理

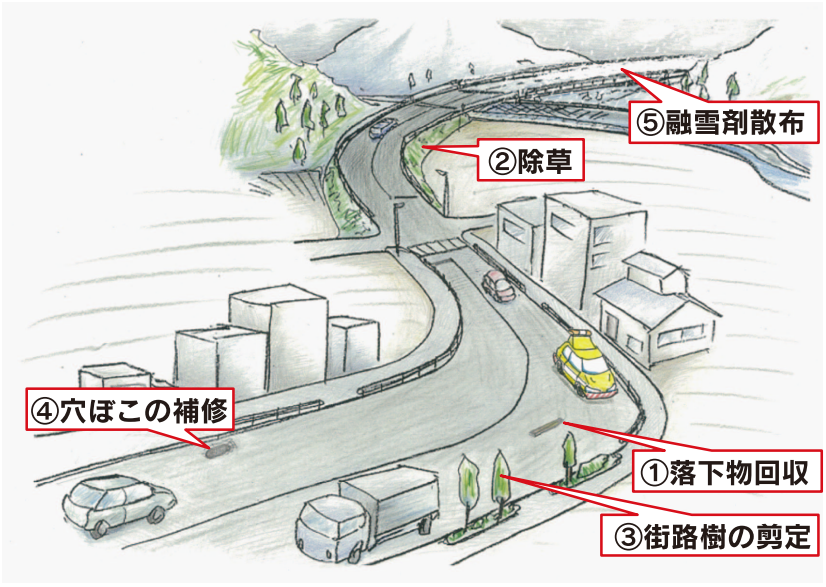

自動車専用道路の維持管理

＜維持管理の体制＞

情報提供者　緊急ダイヤル(#9910)　警察・消防　高速道路会社　一般通報

情報提供

道路管理体制

相互に連携し、24時間体制で道路情報を管理

九州高規格道路管理センター

情報連携

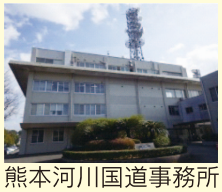
熊本河川国道事務所

情報連携

維持出張所

異常気象時の通行規制

○台風・豪雨等の異常気象により、危険が予測される場合に通行規制を実施します。

国道57号宇土市長浜

高潮等により越波の恐れがある場合は通行止めを行います。

国道57号滝室坂

連続雨量が140mmに達した場合は通行止めを行います。

E3A 南九州西回り自動車道（日奈久IC～水俣IC）

国道57号阿蘇口交差点付近

連続雨量が140mmに達した場合は通行止めを行います。

E77 九州中央自動車道（小池高山IC～山都中島西IC）

連続雨量が250mmに達した場合、又は、連続雨量が150mmに達し、かつ、時間雨量が50mmを超えた場合は通行止めを行います。

この地図の作成に当たっては、国土地理院の地理院地図を使用した。

令和2年4月1日より南九州西回り自動車道の管理が八代河川国道事務所に移管しました。

《参考》災害対策基本法の一部を改正する法律が平成２６年１１月２１日に施行され、道路管理者による放置車両対策が強化されました。

概要① 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

- ★ 道路管理者は区間を指定
- ★ 緊急車両の妨げとなる車両の運転手等に対して移動を命令
- ★ 運転手の不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動

概要② 土地の一時使用等

- ★ ①の措置のためやむをえない必要がある時、道路管理者が、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能

概要③ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ★ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、①の措置の要請が可能
- ★ 国土交通大臣 は、地方公共団体に対し、①の措置について指示が可能
  （都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

区間の指定
（国道３号 八代市日奈久町～水俣市）

立ち往生車両
（ミルクロード　阿蘇市）

立ち往生車両の移動支援
（国道３号 葦北郡芦北町）

運転手不在車両の移動
（ミルクロード　阿蘇市）

③ 交差点改良・歩道（通学路）の整備

○交差点の事故防止や歩行者が安心･安全に歩ける歩行空間を目指し、合計１２箇所において、交差点改良及び歩道（通学路）の整備を進めます。

実施中の事業箇所

国道57号 流通団地入口交差点改良

流通団地入口交差点を整備します。

所在地	熊本県熊本市南区御幸西
事業延長	500m
事業化年度	2019(H31)
事業内容	交差点の整備

国道208号　金山歩道整備

玉名市内の高校への通学時の安全を確保するため自歩道を整備します。

所在地	玉名市岱明町～荒尾市金山
事業延長	440m
事業化年度	2016(H28)
事業内容	自転車歩行者道の整備

国道208号　木葉歩道整備

木葉小学校の通学路の整備を行います。

所在地	玉名郡玉東町木葉
事業延長	310m
事業化年度	2017(H29)
事業内容	歩道整備

国道３号飛田自転車道・歩道整備

川上小学校、北部中学校への通学時の安全を確保するため自歩道を整備します。

所在地	熊本市北区飛田
事業延長	850m
事業化年度	2014(H26)
事業内容	自転車歩行者道の整備

国道57号　三角浦歩道整備

三角小学校、三角中学校の通学路の整備を行います。

所在地	宇城市三角町三角浦
事業延長	1,200m
事業化年度	2012(H24)
事業内容	自転車歩行者道の整備

国道57号　大津自歩道整備

大津小学校、大津中学校の通学路の整備を行います。

所在地	菊池郡大津町大津
事業延長	560m
事業化年度	2013(H25)
事業内容	自転車歩行者道の整備

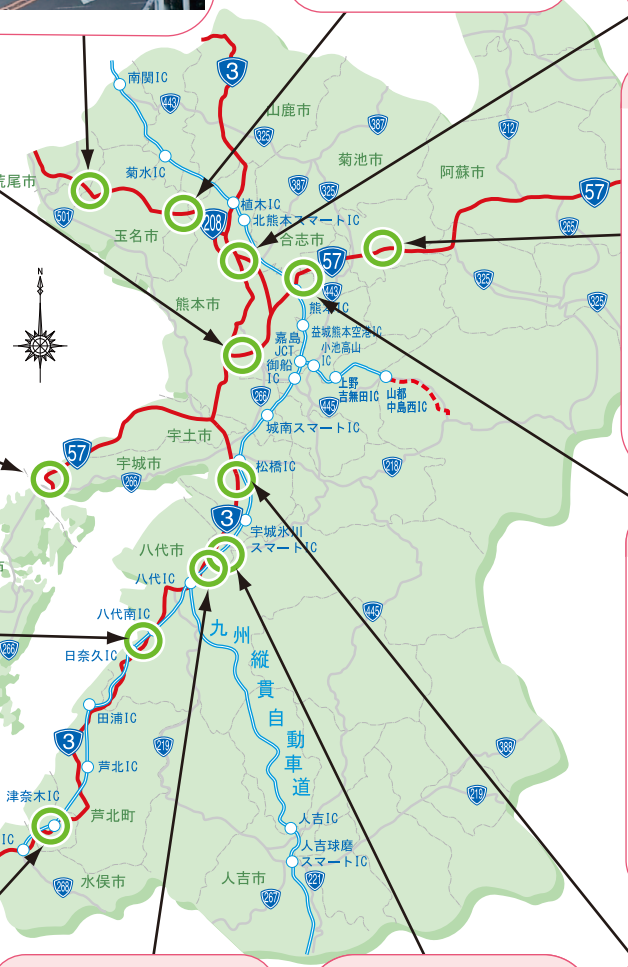

国道57号　託麻跨道橋際交差点改良

託麻北小学校の通学路の整備を行います。

所在地	熊本市東区神園
事業延長	40m
事業化年度	2017(H29)
事業内容	交差点改良、歩道橋移設

国道３号　日奈久塩南自歩道整備

近隣の駅や店舗等を利用するための自歩道を整備します。

所在地	八代市日奈久塩南町
事業延長	310m
事業化年度	2013(H25)
事業内容	自転車歩行者道の整備

国道３号 岩城歩道整備

近隣の駅や店舗等を利用するための歩道を整備します。

所在地	葦北郡津奈木町岩城
事業延長	260m
事業化年度	2015(H27)
事業内容	歩道の整備

国道３号　興善寺自歩道整備

龍峯小学校の通学時の安全を確保するため自歩道を整備します。

所在地	八代市興善寺町
事業延長	940m
事業化年度	2014(H26)
事業内容	自転車歩行者道の整備

国道３号　川田町東歩道整備

龍峯小学校の通学時の安全を確保するため自歩道を整備します。

所在地	八代市川田町東
事業延長	1,100m
事業化年度	2018(H30)
事業内容	歩道の整備

国道３号　竹崎歩道整備

豊福小学校の通学路の整備を行います。

所在地	宇城市松橋町竹崎
事業延長	340m
事業化年度	2016(H28)
事業内容	歩道の整備

④ 無 電 柱 化（電 線 共 同 溝）

○安全で快適な空間の確保や都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性向上を図るため、電線類を地中化する電線共同溝事業を進めています。

電線共同溝事業箇所

※電線共同溝とは？

電線共同溝とは、電力線・通信線をまとめて地下に収容する施設です。電柱がなくなり街なみの景観向上だけでなく、地震等の災害からもライフラインを守ってくれます。

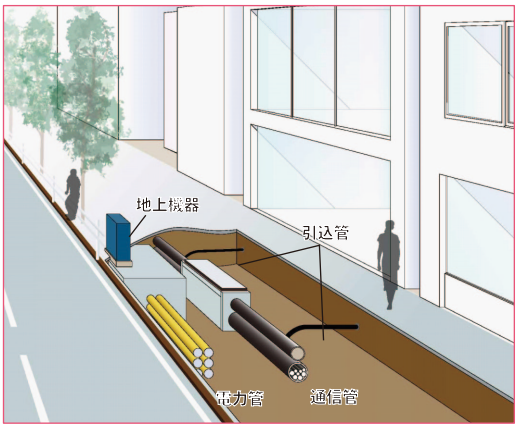

整備事例：国道３号（八代市萩原）

整　備　前

整　備　後

電線共同溝の整備効果

■台風や地震などの災害時に電柱倒壊といった危険がなくなります。倒壊した電柱に道をふさがれることもないため、速やかな非難や緊急車両のスムーズな通行など、都市防災に大きく貢献します。

■電柱が無くなることにより歩道が広く使え、ベビーカーや車いすの人にも利用しやすくなり、安心・安全な歩行空間が確保されます。

■地上の電柱・電線類の地中化により、すっきりとした道路空間となり、美しい街並みが形成されます。

地域との交流

「道の駅」を拠点とした地域活性化

○「道の駅」制度発足から27年が経過し、「道の駅」を地域活性化の拠点として活かす取組が進んでいます。
○この動きを応援するため、国土交通省では、平成26年度に重点「道の駅」制度を創設し、優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する取組を実施しています。

重点「道の駅」の概要

○自治体・関係機関による協議会等を設け、複数の関係機関の制度の活用等について、ワンストップで相談できる体制づくり。

＜支援内容＞

○道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等は、直轄事業及び社会資本総合交付金等を活用して国土交通省が支援。

○重点「道の駅」の取組を広く周知。

（全国6箇所）
全国モデル「道の駅」
国土交通大臣選定
※特に優れた機能を継続的に発揮している

（全国13箇所）
特定テーマ型モデル「道の駅」
国土交通大臣選定
※特定テーマについて、模範となる取組を行っている

（全国103箇所）
重点「道の駅」
国土交通大臣選定
※優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待

（全国68箇所）
重点「道の駅」候補
地方整備局長等選定
※企画の具体化に向け、地域での意欲的な取組が期待

熊本の「道の駅」

■熊本県内34箇所

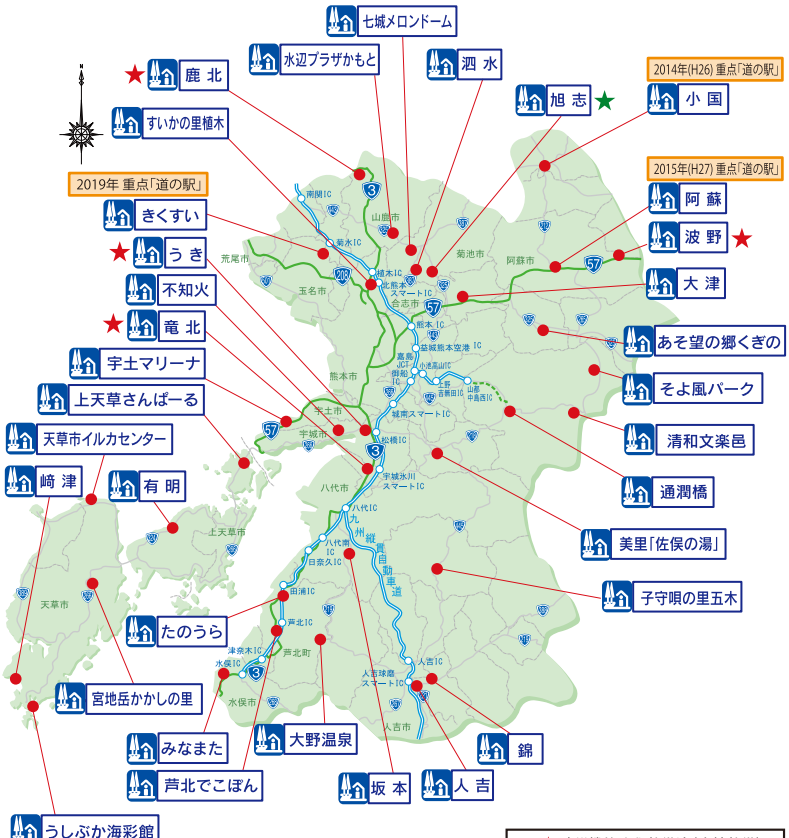

2020年4月1日現在

重点「道の駅」阿蘇

物産館

多言語による案内

■「道の駅」の防災機能強化

災害時における救急支援活動を支える一時避難所や活動拠点として、防災機能の強化に取り組んでいます。

防災倉庫の設置

受水槽の設置

スマートインターチェンジ

○スマートICとは、高速道路のSA･PAのほか、高速道路本線から乗り降りが可能なETC通行車専用のICです。高速道路へのアクセス性を高め、地域と一体となった拠点の形成を支援しています。

○熊本県内では、現在４箇所で供用しています。

■熊本県内のスマートインターチェンジ

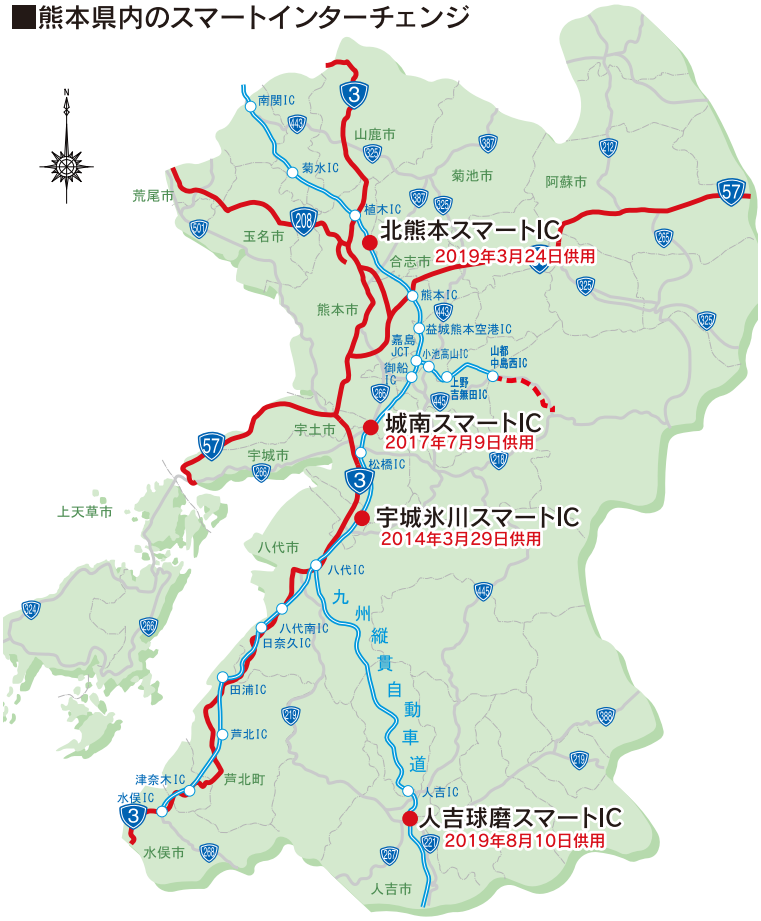

▲北熊本スマートIC

▲人吉球磨スマートIC

日本風景街道

○道を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かし、美しい国土景観の形成、地域活性化や観光振興を図る取り組みです。

あまくさ風景街道

阿蘇くまもと路

ボランティア・サポート・プログラム（V・S・P）

○地域や企業の皆さんに道路の美化清掃等の実施団体になっていただき、地元自治体、道路管理者とともに快適な道づくりを進めます。

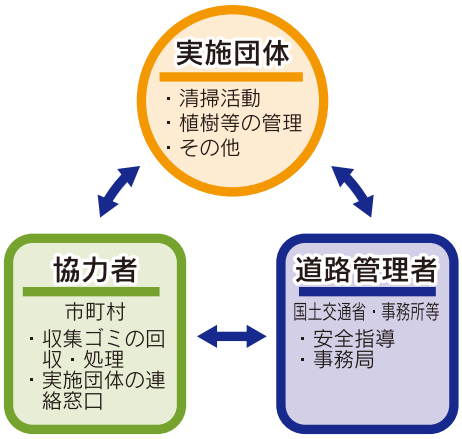

【問合せ先】
事務局：０９６－３８２－１１１１（道路管理第一課）